第2章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の目的

男女共同参画社会基本法では「市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない」とされています。これを受けて、八女市男女共同参画のまちづくり条例では「市長は、男女共同参画推進施策を総合的かつ計画的に推進していくため、男女共同参画に関する行動計画(以下「行動計画」という。)を定めなければならない」としています。

これまで第1次から第4次までの男女共同参画行動計画を策定し、それらの行動計画に沿って男女共同参画の推進を図ってきました。しかし、令和2 (2020) 年に実施した「男女共同参画のまちづくりに関する市民アンケート」結果からは、男女の地位の不平等感など、依然として多くの課題があることがうかがえます。

また、価値観が多様化する現代においては、アンコンシャス・バイアス*(無意識の思い込み・偏見)が固定的な性別役割分担意識*を助長したり、個性や能力の発揮を阻害したりといった影響をもたらすことが問題となってきています。地域に根強く残るアンコンシャス・バイアスは、若い女性の活躍の機会を奪い、女性が都市部へ流出する要因になっているとも指摘されており、バイアスに対する気づきや理解を通してその影響を減らしていくことは、魅力的な地域づくりのためにも克服すべき重要な課題です。同時に、様々な方針決定の場に女性の参画を進め、地域づくりに女性の声を反映させていく必要があります。

この第5次八女市男女共同参画行動計画は、条例に基づき、こうした八女市の現状と課題を踏まえて、男女共同参画の推進に関する様々な施策を体系化して総合的かつ計画的な推進を図り、男女共同参画社会を早期に実現することを目的としています。

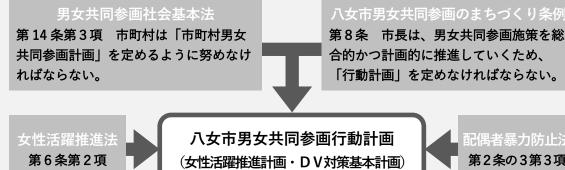
2 計画の性格

この計画は「八女市男女共同参画のまちづくり条例」に基づくもので、八女市男女共同参画 推進審議会からの答申および「男女共同参画のまちづくりに関する市民アンケート」の結果を 受けて策定されました。

男女共同参画社会基本法の理念にのっとり、国の「第5次男女共同参画基本計画」や県の「第5次福岡県男女共同参画計画」との整合性を保ちながら、男女共同参画のまちづくりに向けた施策の方向性を示しています。

また、第5次八女市総合計画をはじめとする八女市の各種計画と相互に連携し、男女共同参画の分野における施策を総合的に推進するものです。

この計画では、基本目標Ⅱ「男女が共に参画する労働環境づくり」を、女性の職業生活にお ける活躍の推進に関する法律に基づく「八女市女性活躍推進計画」として位置付けます。さら に、基本目標IV「男女が自立し、安心して暮らせる生活への支援」の主要課題3「配偶者等か らの暴力の根絶」を、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に基づく「第 3次八女市DV対策基本計画 | として位置づけます。



配偶者暴力防止法

第2条の3第3項



八女市の各種計画

総合計画 まち・ひと・しごと創生総合戦略 子ども・子育て支援事業計画 子どもの貧困対策推進計画しょうがい福祉計画 障害者基本計画 新型インフルエンザ等対策行動計画 高齢者福祉計画 介護保険事業計画 食料・農業・農村基本計画 地域福祉計画 地域福祉活動計画 健康増進計画 自殺対策計画 地域防災計画 社会教育計画 保健事業実施計画(データヘルス計画)及び特定健康診査等実施計画 など ※順不同

3 計画の基本理念と目標

男女が社会のあらゆる分野において、対等な構成員として喜びも責任も共に分かち合い、性 別にかかわりなく個性と能力を十分に発揮し、誰もが生き生きと輝く男女共同参画のまちづく りをめざし、この計画の基本理念を「個性が輝く、男女が共に参画するまちづくり」とします。 また、基本理念を達成するため、次の4つの基本目標を設定し、これに沿って施策を展開し ていきます。

> 基本目標Ⅰ 男女共同参画の意識づくり

基本目標 || 男女が共に参画する労働環境づくり

基本目標Ⅲ 男女が共に参画する地域づくり

基本目標Ⅳ 男女が自立し、安心して暮らせる生活への支援

4 計画の期間

この計画の期間は、令和3 (2021) 年度から令和7 (2025) 年度までの5年間とします。 ただし、社会情勢の変化等により、行動計画を運用する上で不都合が生じた場合には、必要 に応じて見直しを行うものとします。

基本 理念	基本目標	主要課題	基本的施策	
個性が輝く、男女	 	 教育の場における男女共同参画の推進 男女共同参画に対す 	(1)学校教育における男女共同参画の推進 (2)教育に携わる者への啓発の推進 (1)男女共同参画に関する広報・啓発活動	
	男女共同参画の 意識づくり	る理解の促進 3 男女共同参画に関す る国際的協調	(2) 男女共同参画に関する学習の機会の提供 (1) SDGsに関する理解の促進	
		1 ワーク・ライフ・バラ	(1) 仕事と子育ての両立支援の充実 (2) 仕事と介護の両立支援の充実	
	Ⅱ 男女が共に参画 ■ する労働環境づ	ンスの推進 2 雇用の分野における	(3)ワーク・ライフ・バランスに関する啓発の充実(1)女性が働きやすい労働環境の整備	
	くり (八女市女性活 躍推進計画)	女性活躍の推進 3 農業における男女共 同参画の推進	(2) セクシュアル・ハラスメント等の防止(1) 男女のパートナーシップの確立(2) 女性農業者への支援	
		4 商工自営業における男 女共同参画の推進	(1) 就業環境の整備 (2) 女性自営業者への支援	
が共に参画するまち	III	1 政策・方針決定への 女性の参画の促進 2 地域活動における男	(1)審議会・委員会等への女性の登用の促進(1)地域活動への女性の参画の促進	
	男女が共に参画する地域づくり	女共同参画の推進 3 地域防災活動における 男女共同参画の推進	(1) 男女共同参画の視点に立った防災・復興の促進	
		4 市民との協働による男 女共同参画の推進	(1) 市民と行政の協働による事業の推進	
		1 生涯を通じた健康づくりの支援	(1)生涯を通じた健康づくりの支援(2)妊娠・出産に関する健康づくりの支援(3)スポーツを通じた健康づくりの支援	
づくり	IV 男女が自立し、安	2 社会的な困難を抱えた人への支援	(1)ひとり親家庭に対する支援 (2)高齢者・障がい者に対する支援 (3)経済的困難を抱えた人に対する支援	
	心して暮らせる 生活への支援		(4)外国人に対する支援 (5)性的少数者に対する支援	
		3 配偶者等からの暴力 の根絶 (第3次八女市DV対策 基本計画)	(1) DVに関する啓発の推進 (2) DVに関する相談・支援体制の強化	
	行動計画を推済	進するための取り組み	(1) 庁内の推進体制の充実	